

第4節 母子保健対策

現状

(1) 長期療養が必要な児等への支援

- 小児慢性特定疾病児等の長期療養が必要な児やその保護者に対して関係機関等と連携し相談等支援を行っています。
- 小児慢性特定疾病児等家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分を一部助成しています。

(2) 生涯を通じた女性の健康づくりの支援

- 思春期の男女及び生涯を通じた女性の健康の保持、増進を図るため、保健指導や健康教育を実施するなど、本人、保護者及び関係者に対する支援を行っています。

(3) 妊娠・出産に関する支援

- 望まない妊娠等の悩みを抱える方が、安心して妊娠・出産ができる環境の体制づくりを行っています。
- 将来のライフプランを計画し、妊娠・出産等についての希望を実現できるよう、医学的に正しい知識の普及啓発を行っています。



(4) 不妊・不育症に悩む人への支援

- 不妊や不育症に悩む人を対象に「不妊・不育専門相談センター（※1）」を設置し、助産師、専門医及び臨床心理士による専門相談を実施しています。
- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療（体外受精※2及び顕微授精※3）に

対して、その費用の一部を助成しています。

(5) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

- 市町村が妊娠期から子育て期にわたる支援を実施する体制を整備するための支援を行っています。

(6) 新生児に対する障がいの発生予防等のための検査

- 新生児に対する障がいの発生予防及び早期治療のため、従来6疾患の検査を行っていた先天性代謝異常等の検査（タンデムマス法※4等）について、平成23年10月より19疾患に拡大し、実施しています。

(7) 妊娠期からの歯科保健対策

- 妊娠期からの歯周病予防を目的とした口腔内診査や歯科保健指導などにより、セルフケアの方法や妊娠と歯周病との関係性について、知識の普及を行っています。

課題

(1) 長期療養が必要な児等への支援

- 居住する地域にかかわらず、等しく適切な医療を受けられるよう体制整備を行うとともに、小児慢性特定疾病児とその家族の経済的負担軽減及び長期療養が必要な児とその保護者に対して相談等支援が必要です。

(2) 生涯を通じた女性の健康づくりの支援

- 思春期の男女及び生涯を通じた女性の健康の保持、推進を図るため、相談事業や健康教育等を地域や関係機関と連携して推進することが必要です。

(3) 妊娠・出産に関する支援

- 望まない妊娠等の妊娠・出産に関する相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたるため、様々な関係機関との連携が必要です。
- 妊娠を望む年齢が高い傾向にあることも不妊の一因となっていることなどから、思春期の男女や妊娠を望む若い世代に対して、関係機関と連携を図りながら、妊娠・出産に関する普及啓発を図ることが必要です。

(4) 不妊・不育症に悩む人への支援

- 不妊や不育症に悩む人が多くいることから、相談支援の充実が必要です。
- 不妊治療については、医療保険が適用されず高額な医療費がかかるため、経済的負担軽減のための助成が必要です。

(5) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

- 市町村が妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する体制を整備するために、市町村への支援が必要です。

(6) 新生児に対する障がいの発生予防等のための検査

- 新生児に対する障がいの発生予防及び早期治療のため、疾患の検査及び陽性又は疾病と判定された児に対するフォロー(医療機関の紹介等)が必要です。

(7) 妊娠期からの歯科保健対策

- 若い世代に対し、妊娠期の歯と歯肉の健康が、胎児に影響を与えることについて十分に理解してもらえよう、情報提供を充実させることが必要です。

施策

(1) 長期療養が必要な児等への支援（県、市町村、医療機関・医療関係者、関係団体等）

- 長期療養が必要な児やその保護者等に対して、関係機関と連携を図り、相談等支援や体制整備の推進を図ります。
- 引き続き、小児慢性特定疾病医療費助成により、家族の経済的負担を軽減します。

(2) 生涯を通じた女性の健康づくりの支援（県、市町村、医療機関・医療関係者、関係団体等）

- 思春期の男女及び生涯を通じた女性の健康の保持、増進を図るため、健康教育及び相談の推進を図ります。

(3) 妊娠・出産に関する支援（県、市町村、医療機関・医療関係者、関係団体等）

- 児童虐待防止対策の一環として、望まない妊娠等の妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、周産期医療機関、児童相談所、市町村等関係機関等と連携を図り、相談支援等の充実に取り組みます。
- 妊娠等の悩みに対応するため、相談員等の人材育成や妊娠・出産に関する普及啓発に取り組みます。

(4) 不妊・不育症に悩む人への支援（県、市町村、医療機関・医療関係者、関係団体等）

- 不妊や不育症の悩みに適切に対応するため、相談員等の人材育成や体制整備の推進を図ります。
- 不妊に悩む人への特定治療支援事業を継続的に実施します。

(5) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

（県、市町村、医療機関・医療関係者、関係団体等）

- 市町村が妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する体制を整備していけるよう、市町村に対し人材育成、必要な情報の提供等支援を実施します。

(6) 新生児に対する障がいの発生予防等のための検査

(県、市町村、医療機関・医療関係者、関係団体等)

- 新生児に対する障がいの発生予防及び早期治療のため、先天性代謝異常等の検査（タンデムマス法等）を継続的に実施します。

(7) 妊娠期からの歯科保健対策（県、市町村、医療機関・医療関係者、関係団体等）

- 妊娠期における歯や歯肉の健康が、胎児に影響を与えることや、定期的な歯科検診受診の重要性など、県民にわかりやすい情報提供を行います。

■ 用語解説

※1 不妊・不育専門相談センター

不妊・不育に悩む夫婦に対して、産婦人科・泌尿器科の医師・臨床心理士・助産師が、専門的な知見から不妊治療等に関する相談や悩みに応じる相談窓口。

※2 体外受精

排卵前に体内から取り出した卵子と精子の受精を体外で行い、体外培養後に子宮内に胚移植する治療。

※3 顕微授精

顕微授精では細いガラス針の先端に1個の精子を入れて卵子に顕微鏡で確認しながら直接注入する治療。

※4 タンデムマス法

新生児に対する先天性代謝異常等の検査方法の一つで、ごく少量の血液で複数のアミノ酸、数多くの有機酸 脂肪酸代謝物質を1回で測定することができる検査。